

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合障害者活躍推進計画

令和2年4月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合管理者

○計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間とします。

○課題

本組合は、職員数が10人程度の小規模な団体であり、職員採用は数年に1名程度の頻度でしか行っておらず、障害者雇用促進法による障害者雇用の義務付けの対象となっていないことから、障害者に限定した募集・採用は行っていません。既存の職員で中途障害者となった者等もなく、これまで障害者が就労したことがないため、障害者に関する理解が組織に浸透しているとは言えない状況にあります。

○目標

職員の障害者に関する理解の促進・啓発に努めることを目標とします。

○取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

障害者雇用推進者として事務局長を選任します。

職員に対し、障害者に関する理解促進・啓発のための資料配布や研修を実施するほか、外部研修機関等の活用を検討します。

新たに障害者を採用した場合や既存の職員が中途障害者となった場合においては、速やかに相談窓口を設置します。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

新たに障害者を採用した場合や既存の職員が中途障害者となった場合においては、障害者の特性・能力や本人の希望も踏まえたうえで過重な負担にならないよう職務の選定及び創出について検討します。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

新たに障害者を採用した場合や既存の職員が中途障害者となった場合においては、必要な配慮等の有無を把握し、不本意な離職を極力生じさせないよう措置を講じます。

募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないものとします。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4. その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。